



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 26 日 (月)  
号外第 48 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (2 件) (273・274) (道路企画課) . . . . . 2
	県道の供用の開始 (275) (〃) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第 273 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 26 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
奥谷正蓮寺線	変更前	鳥取市桜谷字附当 191-60 地先から同市桜谷字平田 251 地先まで	11.8~62.3	1,753.0
		鳥取市桜谷字附当 191-31 地先から同市桜谷字平田 252-5 地先まで	14.0~35.0	894.0
	変更後	鳥取市桜谷字附当 191-60 地先から同市桜谷字平田 251 地先まで	12.0~35.0	985.0
		鳥取市桜谷字平田 251-1 地先から同字 248-3 地先まで	31.1~54.7	200.0

## 鳥取県告示第 274 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 26 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国府正蓮寺線	鳥取市桜谷字附当 191-49 地先から同字 191-59 地先まで	変更前	12.0~18.6	87.0
		変更後	12.0~34.1	87.0

## 鳥取県告示第 275 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 26 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において

一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
奥谷正蓮寺線	鳥取市桜谷字附当191-60地先から同市桜谷字平田251地先まで	平成19年3月26日
国府正蓮寺線	鳥取市桜谷字附当191-49地先から同字191-59地先まで	〃